

国立大学法人東京医科歯科大学教育研究評議会規則

（平成16年4月1日）
規則第54号

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規則第1号。以下「組織運営規程」という。）第10条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 教育研究評議会は、次に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事
- (3) 学長が指名する副学長
- (4) 学長が指名する学長補佐
- (5) 次に掲げる部局長
 - ア 大学院医歯学総合研究科長
 - イ 大学院保健衛生学研究科長
 - ウ 医学部長
 - エ 歯学部長
 - オ 教養部長
 - カ 生体材料工学研究所長
 - キ 難治疾患研究所長
 - ク 医学部附属病院長
 - ケ 歯学部附属病院長
- (6) その他学長が指名する職員

2 前項第5号の評議員がやむを得ない事情により会議を欠席する場合は、当該部局の教授（医学部長、歯学部長、医学部附属病院長及び歯学部附属病院長においては、大学院医歯学総合研究科の教授。以下「代理者」という。）を評議員として出席させることができる。

3 代理者は、第1項第5号の評議員の意見を聴いて、あらかじめ学長が指名する。

（委員の任期等）

第3条 前条第1項第6号の評議員及び代理者の任期は2年とする。ただし、代理者の任期の末日は、評議員の任期の末日以前とする。

2 補欠の評議員及び代理者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 評議員及び代理者は再任されることができる。

4 評議員及び代理者の任期の末日は、当該評議員及び代理者を任命する学長の任期の末日以前とする。

（審議事項）

第4条 教育研究評議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項（経営に関するものを除く。）
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項（経営に関するものを除く。）
- (3) 学則（経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他教育研究に関する重要事項

（議長）

第5条 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究評議会を招集し、これを主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する評議員たる理事がその職務を代行する。

（開催）

第6条 教育研究評議会は、原則として毎月1回開催するものとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、臨時に教育研究評議会を開催することができる。

（議事）

第7条 教育研究評議会は、評議員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

2 教育研究評議会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（評議員以外の者の出席）

第8条 教育研究評議会は、必要があると認めるときは、評議員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第9条 教育研究評議会の庶務は、戦略企画課において処理する。

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか、教育研究評議会の運営に関し必要な事項は、教育研究評議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月6日規則第3号） 抄

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規則第5号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日規則第88号）

この規則は、平成23年9月30日から施行し、平成23年8月1日から適用する。

附 則（平成26年6月19日規則第45号）

この規則は、平成26年6月19日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則（平成27年11月16日規則第206号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月31日規則第108号）

この規則は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月28日規則第48号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月3日規則第65号）

この規則は、令和2年6月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。